

## 平成 27 年度新宿区外部評価委員会第 1 回会議要旨

### <開催日>

平成 27 年 4 月 14 日（火）

### <場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

### <出席者>

外部評価委員（14 名）

名和田委員、平野委員、加藤委員、金澤委員、小池委員、小菅委員、小山委員、斉藤委員、中原委員、野澤委員、福井委員、藤野委員、鱒沢委員、山田委員

説明者（1 名）

財政課長

事務局（6 名）

針谷総合政策部長、小泉行政管理課長、羽山主査、三枝主査、榎本主任、杉山主事

### <開会>

#### 【会長】

それでは、平成27年度第1回の新宿区外部評価委員会を開催します。

本日は、お手元に次第がありますが、1番目に財政課長から、新宿区の財政について説明を受けるということになっています。それに続きまして、今年度の外部評価委員会の評価方針について審議を行います。その後、部会に分かれて日程調整や経常事業評価の対象事業の抽出を行います。

では、議事に入る前に、本日、総合政策部長がお見えですので、一言ご挨拶をいただきたいと思えます。

#### 【事務局】

総合政策部長の針谷です。平成27年度第1回新宿区外部評価委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

まず、皆様には公私ともにお忙しいところ、新宿区外部評価委員として、新宿区の行政評価にご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様には平成24年度から新宿区外部評価委員をお引き受けいただいておりますが、今年度が4年間の任期の最後の年ということになりました。一方で、今年度は第二次実行計画の最終年度であり、第三次実行計画を策定して行く年でもあります。第三次実行計画の策定に当たっては、皆様の評価や意見を十分にいかして進めていきたいと考えていますので、よろしく願います。そういったわけで、任期の最後の最後まで、皆様方には大変なるご尽力をいただくことに

なろうかと思っています。大変恐縮ですが、新宿区政のより一層の発展に向けて、何卒ご協力いただきますよう、改めてお願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

#### 【会長】

ありがとうございます。今年度また新しい気持ちで、心機一転、我々も頑張りますが、事務局におかれても、頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、第一に、「新宿区の財政について」です。何と言っても、財政というものが新宿区が事業を行っていくときの基盤であります。財政課長から直接ご説明いただけるという機会をいただきましたので、ぜひ勉強していきたいと思います。恐らく、財政について理解することにより、我々の評価の目線も鋭いものになっていくと思います。

では、財政課長からご説明をお願いいたします。

#### 【説明者】

財政課長です。どうぞよろしく願いいたします。

本日、皆様のお手元に、『新宿区の財政』というパンフレットをご用意させていただきました。こちらを使ってご説明をさせていただきたいと思います。

主に、議会で認定いただいている平成25年度の決算を中心に、新宿区の財政をご説明していきたいと思います。時間が少し限られていますが、時間があれば、できる限り平成27年度の当初予算などにも少し触れていきたいと思います。

それでは、早速ですが、パンフレットの5ページ、6ページをご覧ください。こちらに、区の財政状況を掲載させていただいています。まず、平成25年度の一般会計の決算の数字から、新宿区の財政規模をご確認いただきたいと思います。財政規模と区税収入です。こちらは平成8年度以降の歳出総額と特別区税の収入額をグラフにしています。平成25年度の歳出総額を見ていただきますと、1,300億円となっています。また、ここ5年間の平均額を見てみますと、平均1,293億円となっています。平成21年度から平成25年度までで1,300億円を超えたのは、平成23年度と平成25年度の2回であり、平成25年度の歳出の規模はこれまでで2番目に大きい額となっています。

一方、歳入ですが、ここでは歳入の構成比で最も大きい特別区税についてご説明したいと思います。特別区税は、特別区民税、たばこ税、軽自動車税の合計となりますが、平成25年度は406億円となっています。ここ5年間で見ると、おおむね400億円前後で推移しています。

特別区税の歳入総額に対する構成比ですが、歳入総額に対して全体で30%前後で推移しているような状況です。平成12年度には344億円まで落ち込みましたが、平成18年度に410億円、平成19年度に417億円となり、400億円台に回復して、以降、リーマンショックの影響等があり、ここ数年は400億円前後で推移しているような状況です。

また、このパンフレットには掲出していませんが、参考までに申し上げますと、歳入の決算総額の過去5年間平均は、1,332億円となっています。平成25年度の歳入決算は、1,335億円と

なっています。参考までに、対平成24年度と比較しての決算を申し上げますと、122億円、0.9%の増となっています。

以上が、25年度一般会計の決算の数字から見た区財政の規模や状況です。

次に、区債と基金についてです。

区債は、公共施設の整備などのために区が借り入れた借入金です。区債の残高、借入金の残高ですが、平成10年度に554億円ありましたが、平成25年度には221億円まで減少していて、15年連続で前年度末の残高を下回っている状況です。

一方、基金ですが、平成25年度末の基金残高は、リーマンショック以降の長い景気の低迷を下支えしてきたことなどにより、平成20年の594億円から、332億円まで減少しています。しかし、基金残高が負債残高を111億円上回っていて、区は一定の財政対応力を確保しているというような状況です。

この区債と基金については、引き続き世代間の公平性や後年度の負担などに十分配慮しながら、効果的に活用していきたいと考えています。

続いて、平成25年度の決算額をベースに算出した指標により、区財政の状況をご説明させていただきますと思います。

財政の赤字、黒字を見るときに、実質単年度収支という指標を使用します。平成25年度の実質単年度収支は2億9,000万円となっています。これは、平成25年度決算が約3億円の黒字だったことを示すものです。実質単年度収支の黒字は、平成20年度以来、実に5年ぶりのこととなります。平成21年度から平成24年度までの4年間は、リーマンショックの影響などもあり、区財政は赤字となっていました。平成25年度は黒字に転じました。

実質単年度収支についてもう少し申し上げますと、区は財政運営を基金、いわゆる区の貯金ですが、こちらを取り崩したり、積み立てたりしながら行っているわけですが、この基金の中に財政調整基金という基金があり、簡単に申し上げますと、財源の年度間調整、つまり、ある年度の余剰を積み立てて別の年度の不足に充当するような年度間の調整をする基金があります。実質単年度収支は、この基金への積み立てや基金からの取り崩しといったものを行わなかったものとして、つまり、基金による年度間の調整を行わない、基金に頼らないで単純に歳入決算、歳出決算との差し引きにより算出した場合の収支を表したものとご理解いただければと思います。

パンフレットには、ここ13年間の実質単年度収支の動きを棒グラフを掲載しています。平成25年度に、わずかではありますが黒字に転じています。ちなみに、ここで黒字となりました要因をご説明させていただきますと、歳入面で言えば、景気の回復を受けて、企業収益や雇用の情勢が改善したことなどにより、特別区民税や特別区交付金などの歳入が増になったことがあります。一方で、歳出面で言えば、定員適正化計画などによる人件費の削減や民間委託の推進、決算実績などを踏まえた事務事業の見直しなど、執行面での経費の節減など、区の内部努力により、歳出を抑制したことなどによるものです。歳出、歳入、それぞれの要因によって黒字に転じたものです。

続いて、財政の弾力性を示す経常収支比率についてご説明させていただきます。この指標は、人件費や扶助費、公債費、物件費など、毎年決まって出ていく経常的な経費を、区税など毎年経常的に収入される一般財源の総額で割って算出したものです。毎年経常的に収入される使途が限定されない一般財源に対して、毎年決まって出ていく経費の割合を示したものとご理解いただければと思います。

この指標の意味するところですが、数値が高いと毎年使い道が決まっている経費の割合が高いということになりますので、事業に自由に充当できる経費がそれだけ少なくなるということになります。また、新たな行政需要などに対しても、柔軟かつ機動的に動きづらい財政構造になっているということにもなります。

ちなみにこの経常収支比率の適正水準は、70から80%と言われていますが、パンフレットのとおり、新宿区の平成25年度の経常収支比率は86.5%となっていて、少し硬直化しているような状況です。しかし、平成24年度と比較しますと、平成24年度が88.9%とかなり高い状況であったのですが、ここからかなり改善して、平成25年度は対前年度2.4ポイントの減となっていて、7年ぶりに減少に転じています。この数字は、リーマンショック後の平成21年度決算とほぼ同じような数値まで回復しているというような状況です。区は、引き続き財政構造に弾力性を持たせて、新たな区民ニーズ等に対応できるよう取り組んでいきたいと考えています。

次に、公債費比率及び実質公債費比率です。これらの数値は、借入金の返済等の負担割合を示していて、公債費比率は当該自治体が現行制度上収入が想定される一般財源のうち、公債費、つまり区の借金にかかる元金、利子の償還に関わる経費がどのぐらいの割合かを示したものです。平成25年度の新宿区の公債費比率ですが、4.9%となっています。これは23区の平均と同じ数字となっています。ただ、対前年度で見ますと、平成24年度は4.5%で、0.4ポイントの上昇となっています。平成5年度以降、新宿区は、23区の平均と比較しても低い水準で推移しています。平成25年度に少し上昇した理由ですが、平成21年度に区有施設の建設に関わる経費について借り入れたのですが、その一括償還があり、平成25年度決算で公債費が増となったことなどによるものです。

次に実質公債費比率です。この指標は、2007年に制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められているものの一つです。この法律は、2006年6月の夕張市の財政破綻などを受け、自治体の財政破綻を未然に防ぐことを目的に制定されたものです。実質公債費比率は、先ほどの公債費比率とは少し異なり、区の借金である区債の元利償還金だけではなく、これに準ずるようなものの総額が一般財源の規模に対してどの程度占めているかを示すものです。

具体的に申し上げますと、区債の元利償還金に加えて、公債費に準ずる債務負担行為というものがありますが、債務負担行為に関わるもの、また23区で設置している清掃の事務組合が起こした地方債に充当するような経費などを含めたものを、毎年経常的に収入される財源で割って、どの程度の割合かを算出したものです。さらに、この数値を単年度だけではなくて過去3年分を平均して算出された新宿区の平成25年度の実質公債費比率は、マイナス1.4%となっています。実質公債費比率には、早期健全化基準の25%と、財政再生基準の35%という、2つの基準

値が設けられていて、この基準値内におさまっていれば、財政は健全であるということになります。先ほど申し上げましたとおり、新宿区はマイナス1.4%ですから、この指標で見ますと健全財政であることがお分かりになるかと思います。

ちなみに、北海道の夕張市はかなり財政が厳しい状況ですが、こちらになりますと、実質公債費比率が47.2%になっています。早期健全化基準及び財政再生基準を大きく上回っているような状況です。

以上、平成25年度決算の数値による指標から区の財政状況についてご説明をさせていただきました。こちらの指標等ですが、あくまでも財政の実態の一面を反映するものでして、これだけが全てではございません。言うまでもなく、財政の健全性を保持するために重要なことは、住民福祉を維持して、確実に推進していくために財源を最大限確保していくこと、あわせて、経費の節減を不断に進めていくことといったことが重要です。指標等については、こうした取組の過程で自己点検するために使うもののご理解いただければと思います。

最後に、平成27年度の当初予算について簡単にご説明させていただきます。

平成27年度当初予算の財政規模ですが、新宿区の特別会計と一般会計を合わせた総額で、2,160億円となっています。一般会計は1,429億円で、対前年度比で30億円、2.1%の増となっています。一般会計は過去最大となっていて、初めて1,400億円台となったところです。実はこの後、2回補正予算を得て、現段階での予算の総額は、1,436億円となっています。

次に、国民健康保険特別会計ですが、こちらは430億円で、対前年度比61億円、16.4%の増となっています。介護保険特別会計ですが、こちらは234億円で、対前年度比で2億円、0.8%の減となっています。後期高齢者医療特別会計、こちらは67億円で、対前年度で1億円、1.2%の増となっています。この三つの特別会計についても、保険料の改定等があり、合わせて8億円の減額補正を行っている状況です。

そのほか、1ページの下に収入の内訳、2ページの上に支出の内訳を掲載しており、それぞれ性質別、目的別となっています。また、2ページの中段に、区の予算が1万円だった場合の振り分けを掲載しています。これは、区民の皆様にイメージしていただきやすいように、1万円当たりの内訳を書かせていただいたものです。また、その一番下ですが、目的別の歳出予算で、区民一人当たりの内訳のグラフとなっています。順番に、福祉費、子ども家庭費、土木費、健康費、総務費となっています。

以上、25年度の決算及び27年度の当初予算からご説明させていただきました。それぞれからご理解いただけたかと思いますが、区の歳入は景気の回復、企業の業績や雇用関係の改善によって、歳入を改善して補填しています。しかし、これらの財源は、景気に非常に左右されやすく、区の歳入の減少につながる税制改正も予定されていますので、景気がいいということで楽観視することはできないような状況です。また、リーマンショック以降の景気低迷の影響もあり、区の基金残高はピーク時と比較して大きく減少しています。また、今後、義務的経費も大きく減少することはありませんので、区財政は硬直したような状況にあります。

こうした状況にあって、少子高齢化の進展や災害、安全安心対策といったことにも対応して

いかなければならないところです。そのためには、安定した財政基盤を確立していくことは不可欠であると認識しています。こうしたことを職員全員が十分に認識した上で、引き続き公共サービスのあり方の見直しや定員適正化による行財政改革に積極的に取り組んでいくとともに、区税や保険料等の増収対策、徹底した経費の節減や事務事業の見直しを行って、より一層の効果的・効率的な区政運営に当たっていきたいと考えています。

大変、雑駁ではございますが、以上新宿区の財政状況です。ありがとうございました。

【会長】

どうもありがとうございました。簡潔にご説明いただきました。

委員から質問があればお願いします。

【委員】

課長にお尋ねしたのですが、何度か説明の中で、新宿区の財政は健全であるということを自信にあふれる言葉でお聞きしまして、外部評価委員としても安堵しているところですが、見方を変えて言うと、新宿区の財政は健全であるということは区民税の取り過ぎではないかということも考えられます。区民一人ひとりの区民税の負担という観点からも配慮が必要ではないでしょうか。

【会長】

ご意見のようなものですが、もしお答えがあればお願いします。恐らく、黒字になれば基金に繰り入れられるわけで、この基金が一定程度ないと税収の増減に対応できないわけですから、余っているから単純に還すという話ではないと思いますが、いかがでしょうか。

【説明者】

今、会長からご発言がありました。基金にしっかりと積み立てておいて、歳入が入ってこなくなるような状況のときに、しっかりと役立てていきます。

【委員】

そうすると、積立は一切区民に還元しないで、どんどん積み上げるということになるでしょう。その辺の考え方というのは、すこし改善したほうがいいのではないかと私は思います。

【会長】

ほかにご質問はありますか。

【委員】

パンフレットのグラフの解説ですが、経常収支比率については23区中低いほうから18番目とあって、公債費比率については23区中低いほうから13番目とあり、実質公債費比率については低いほうから10番目とあります。一方で、財政調整基金のほうは、23区中高いほうから19番目とありますが、この表記には何か意味があるのでしょうか。

【説明者】

表現を統一したほうが分かりやすいということであれば、改めたいと思います。特に、作為的にやっているということではありません。

【委員】

それで、昨年も聞いたと思うのですが、都区財政調整制度の都と区の分配比率を変えるといった話があったと思うのですが、ここ最近新宿区は全然上がっていませんよね。

【説明者】

そちらについては、東京都としっかりと協議をして進めさせていただいています。今年度も引き続き、協議を行っていきます。

【委員】

23区のうち、新宿区は何番目くらいに戻りが少ないのでしょうか。

【説明者】

大変申し訳ないのですが、今、その辺りの資料が手元にございません。

【会長】

特別区のあり方の見直しと自治権の拡充という事業が第3部会の評価対象となっていますから、そこで詳しく説明してもらいましょう。

【委員】

わかりました。

【委員】

基金というのは、最低でもこのくらいはないといけないというような基準というのはあるのでしょうか。

【説明者】

財政調整基金の場合、大体、財政収入の1割程度ということで、150億ほどと考えています。

【会長】

では、よろしいでしょうか。

やはり、財政というのは、少し油断するとすぐまた悪くなっていくものですから、我々も外部評価をしっかりとしていかなければならないと思います。

また、財政支出が効率を上げるために、区民社会も健全でなければなりません。社会の側が健全でなければ、いくら財源投入しても効果は上げられないということはよく言われていまして、その意味で我々が外部評価に当たって、協働という視点を大事にしています。協働というものは、別に区民に安くやらせるということを目的にしているのではないのです。区民との間に信頼関係があって、行政が行う事業について、区民がその目的を受けとめて、一緒に社会を良くしていくという気風があふれていることが前提となっているわけです。そういう意味では、我々外部評価委員会として、今後も協働という視点を重視していきたいと思います。

では、今年も区の財政について勉強したということで、議題の1はこれで終わりたいと思います。本日はお忙しいところありがとうございました。

<説明者退出>

【会長】

それでは、次の議題に入りたいと思います。

平成27年度の外部評価委員会の評価方針についてということです。ここでは、まず、外部

評価の方法についてということで、今年度の行政評価全体のスケジュールや、評価を実施する事業について確認をした後、評価シートや外部評価事業別チェックシートの様式について確認をします。それから、経常事業評価の外部評価対象事業数の再検討についてということで、これは前回結論を先送りしたものです。そして、事例検証ということで、昨年度、「適当でない」という評価をした事業あるいは結論として「適当である」としたけれども迷った事業がを持ち寄って、検証したいと思います。

では、まず事務局から、今年度の行政評価全体のスケジュールと、評価シートの様式について説明を受けたいと思います。ではお願いいたします。

#### 【事務局】

では、事務局から説明をさせていただきます。

まず、今年度のスケジュールから説明をさせていただきます。前回の全体会と重複するところもありますが、年度初めということで、ご容赦ください。

資料1「平成27年度外部評価委員会スケジュール」をご用意ください。左が内部評価、右が外部評価委員会のスケジュールになっています。内部評価は既に昨年度の2月から始まっています。明日、事務局に各評価シートが届く予定になっていて、順次、事務局で確認させていただく予定です。委員の皆様は手元に評価シートが届くのが、計画事業評価シートは6月上旬、経常事業評価シートは6月下旬を予定しています。お手元に届きましたら、ヒアリングまでに内容を読み込んでいただくという流れになっています。

ヒアリングなのですが、計7回を予定しています。計画事業評価のヒアリングから先に行います。計画事業評価のヒアリングですが、6月の下旬から7月の中旬の、大体5回を予定しています。計画事業評価のヒアリングが終わりましたら、続いて経常事業評価のヒアリングに移ります。こちらが7月中下旬で、大体2回の予定で行います。

ヒアリング終わりましたら、すぐに部会での計画事業評価の取りまとめに入ります。これが7月下旬から8月上旬のお盆前までの予定です。お盆を挟み、お盆明けに全体会を2回開催する予定で、計画事業評価の取りまとめを行います。というのも、計画事業評価について、外部評価の委員の皆様からご意見をいただきまして、第三次実行計画の策定にいかしていきたいと考えているため、8月中にまとめていただいて、9月以降、区がこの意見をいかして第三次実行計画の策定を行うという流れを考えていますので、このような少し早いスケジュールになっています。

経常事業評価なのですが、部会の取りまとめが9月の中旬、大体2回の予定で行い、10月の中旬に全体会2回、経常事業評価の取りまとめを行います。そして、10月の終わりに外部評価の実施結果報告書を取りまとめたいと考えています。外部評価の作業としては10月までが主なのですが、11月以降については、これまでの活動の総括ということで、11月中旬に全体会の第6回目を開き、4年間の活動の振り返りをさせていただきます。この結果は、外部評価実施結果報告書とは別に、報告書としてまとめていきたいと思います。

最後に、3月に全体会の7回目を開催します。こちらが3月の下旬に行う予定で、内部評価と

外部評価を踏まえた区取組についてご報告します。これをもって、第2期目の外部評価委員会の任期が終わることになります。

続いて、今年度外部評価を実施する事業の確認を行いたいと思います。資料2と資料3をご覧ください。まず、資料2「平成27年度計画事業一覧」です。平成27年度につきましては、まちづくり編の計画事業については全ての事業を外部評価していただきたいと思います。というのも、皆様の評価をいただきまして、第三次実行計画の策定にいかしていきたいと考えていますので、まちづくり編の計画事業については全事業を評価していただきたいと考えています。ただ、区政運営編の計画事業ですが、なかなか評価になじまない事業が多ので、区政運営編については、第3部会で計画事業84「区政情報提供サービスの充実」、計画事業85「行政評価制度の推進」、計画事業87「区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成」、計画事業88「新宿自治創造研究所の運営による政策形成能力の向上」の4事業を評価していただきたいと思います。

続いて、資料3「平成27年度経常事業評価一覧（経常事業評価Ⅰ）」です。表の見方ですが、経常事業と予算事業が1対1の事業については予算事業を表示していませんが、一つの経常事業に複数の予算事業が属している場合、予算事業をオレンジ色で表示しています。こういった見方になっています。

第1部会には4事業、第2部会には35事業、第3部会には21事業の経常事業評価Ⅰの事業があります。外部評価対象になる事業は経常事業のうち経常事業評価Ⅰに分類される事業であり、この一覧は経常事業評価Ⅰのみを記載しているものです。この事業の中から更に、外部評価対象事業として何を選ぶかというのを本日決めていただきます。経常事業評価の分類などについては、内部評価シートの説明とあわせて後ほど説明させていただきます。

それでは、続いて、内部評価シートの説明に入らせていただきます。

資料5「（記載例）計画事業評価シート、経常事業評価シート、予算事業シート」をご覧ください。1ページ、2ページが、計画事業評価シートになっています。昨年度と若干様式を変えています。様式を変えたところを赤く囲んでいまして、左ページ一番上の関係法令のところですが、以前は個別計画を記入する欄だったのに対して、外部評価委員会からご指摘いただいた関係で、個別計画だけでなく根拠法令なども記入できるように、関係法令等という欄としました。あと、右ページの一番下のところも、第三次実行計画の策定に伴って変更しています。こちらについては後ほどご説明をさせていただきます。

それでは、最初からご説明をさせていただきます。左ページにお戻りいただいて、左ページの一番上、基本目標、個別目標、基本施策、計画事業名ですが、こちらはその事業の基本的な情報を書くところです。あと、事業開始年度についても分かる範囲で所管課に記入を求めています。そして事業目的ですが、当該事業の目的を記入していただくところであり、事業の実施内容などは書くものではございません。事業の実施内容については、その事業目的の下の手段及び26年度の主な実施内容等のところで記入をしていただきます。手段欄ですが、こちらは実行計画期間中の4年間の内容を具体的に記入をしていただきます。一方で、右横の26年度の主

な実施内容等は、4年間のうちの単年度、つまり今回でいうと平成26年度の実施内容を記入するところです。

その下の目標設定ですが、当該事業の進捗を測る指標の名称と定義、目標水準を書く欄です。

その下は、実行計画期間中の4年間における単年度の目標値、実績、達成度を指標ごとに書くようになっています。こちらの記載は、右ページの評価欄、適切な目標設定や目的（目標水準）の達成度などに関わってきます。

続いて、左ページの一番下の事業経費です。こちらは、その事業で使った事業経費が記載されます。そして、当初予算額から見た執行率や予算現額から見た執行率などが分かるようになっています。ただ、平成26年度の事業経費がなかなか確定しないものですから、恐らく皆様のお手元に計画事業評価シートが行ったときには、この欄が空欄になっているかと思います。ヒアリングまでには、何とかその欄を埋めるようにしたいと思います。事業経費や事業の手段全般の記載については、右ページの評価欄、効果的・効率的な視点のところなどに関わってきます。

右ページをご覧ください。こちらが評価欄です。サービスの負担と担い手、適切な目標設定、効果的・効率的な視点、目的（目標水準）の達成度という4つの視点について評価していただき、4つの視点及び計画事業の進捗状況を踏まえて、最後に総合評価をするという構成になっています。

こちらで、特に注意すべき点がありまして、まず、目的（目標水準）の達成度のところです。こちらですが、指標の達成度から評価を判断しますので、もし達成できない項目があれば、原則として「達成度が低い」という評価になります。ただ、一部の指標について達成できていなくても、目的や意図する成果に対して達成度が高いと評価できる特別な事情がある場合には、その内容を記入していただき、「達成度が高い」と評価することも可能になっています。ですので、委員の皆様は指標の達成度などといったところを見ながら、内部評価について見ていただいて、適当であるかないか判断していただければと思います。

続いて、総合評価です。こちらについては、サービスの負担と担い手から目的の達成度までの4つの視点による評価が「改善が必要」若しくは「達成度が低い」となった場合、又は指標の当該年度の目標が達成されていない場合は、原則として「計画以下」となります。それでも「計画どおり」又は「計画以上」とする場合は、その理由を十分に説明して、「計画どおり」又は「計画以上」と評価することも可能としています。こちらについても、委員の皆様には指標の達成状況などを確認していただいて、それでも「計画どおり」となっていた場合、評価の理由を注意深く見ていただければと思います。総合評価の評価理由については、各所管課に対し、明確に記入する旨指示をしているところです。

続いて、進捗状況と今後の取組方針です。26年度の課題及び課題に対する方針につきましては、前年度の評価シートにおける26年度の新たな課題及び26年度の取組方針に記載されている内容がそのまま転記されています。その課題や課題に対する方針に対して、26年度実際の取組欄には、実際に何を行ったかということを書いています。

そして、27年度取組概要ですが、26年度の実際取組に対して、27年度はどんなことを実施する予定なのかというのを具体的に書いています。

続いて、第二次実行計画期間を通じた分析についてです。こちらですが、第二次実行計画期間の24年度から27年度を通じて得られた、若しくは得られる見込みである当該事業の成果というものを、この成果（見込み）欄に記入します。また、この計画期間を通じて明らかとなった課題を、課題欄に記入をしていただきます。これらの記入により第二次実行計画期間を通じた計画事業の分析をしています。そして、最後に、この分析を受けて、第三次実行計画ではどういう方向性をとっていくのか、継続からその他までの方向性を選択し、その内容について説明欄で具体的に説明をしています。

方向性の選択肢ですが、事業分割という選択肢が増えています。こちらなのですが、事業統合というものがあるならば、反対の事業分割もあるだろうということで、この選択肢を増やしています。こちらについては、計画事業もそうなのですが、経常事業についても同じような対応をとっています。

以上が計画事業評価シートの説明になります。

続いて、経常事業評価シートの説明に入らせていただきます。経常事業評価シートなのですが、まず、予算事業シートを使った分析を行い、その分析に基づいて、経常事業評価シートを使って経常事業評価を行うということになっています。まず、予算事業シートの説明から先に行わせていただきます。予算事業シートは4種類ございまして、一般、指定管理、補助金、施設管理の4種類になっています。一般の予算事業シートが基本的な様式になりますので、まずこちらから説明をさせていただきたいと思います。

予算事業シート（一般）です。前年度から大きく変更したところはございませんが、年度初めということもありますので、一から説明をさせていただきます。

まず、予算事業名、事業開始年度を記入し、事業目的や事業手段についても記入します。そして、事業区分ですが、法定受託、都委任、義務的自治、単独自治の四つについて、該当するものに全てチェックをします。こちらの定義ですが、資料6「平成27年度経常事業評価等について」の4ページにございます。まず、法定分類ですが、法定受託事務と都委任事務がございまして、こちらは地方自治法、あるいは特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例において、特別区が処理することとされている事務という記載がございますので、もしそれに該当する場合は法定受託事務あるいは都委任事務になります。それ以外の事務につきましては、自治事務に区分しています。自治事務ですが、自治事務には、実際には法令の規定に基づいて行っている事務もございまして、区に実施の裁量があるか否かから、二つに分類しています。それが義務的自治事務と単独自治事務で、義務的自治事務は国等の法令により、区に事務処理が義務づけられている事務、こちらは、当然ながら、法定受託事務及び都委任事務は除きます。それ以外の自治事務を単独自治事務としています。

その法定分類を踏まえて、予算事業を①から⑧に分類し、その分類によって、使用する予算事業シートをそれぞれ分けています。まず、①法定受託事務や都委任事務に要する経費、こち

らは一般の予算事業シートを使います。②事業運営、整備推進、促進の事務に要する経費、こちらでも一般の予算事業シートを使います。③事業助成等の事務に要する経費、こちらは補助金等の予算事業シートを使います。④指定管理施設の管理運営に要する経費、こちらは指定管理の予算事業シートを使います。⑤施設の工事費・設計委託料、施設の管理運営に要する経費を除く直営施設についての維持管理に要する経費、こちらには施設管理の予算事業シートを使います。⑥が審議会等の運営事務に要する経費、⑦が内部管理事務に要する経費、こちらについては一般の予算事業シートを使います。⑧は職員費や一般事務費等ですが、こちらは対象外としています。

以上の予算事業の分類に応じて、経常事業評価シートの使い分けを行います。まず、経常事業評価シートⅠですが、先ほど説明した予算事業の種類②から④を一つでも含む場合は、経常事業評価シートⅠを使います。こちらは、外部評価対象となり得る事業で、外部評価委員の皆様がいつもご覧になっているシートです。一方、経常事業評価シートⅡは、予算事業の種類①及び⑤から⑦だけで構成される場合に使います。こちらは内部評価のみとしています。

では、予算事業シートの記載例の説明に戻ります。事業区分については、ただ今説明したものに基つき、該当するもの全てにチェックをします。根拠法令については、法令や条例、規則、要綱等、事業の根拠を全て記入する欄です。事業経費欄には、過去3か年分の事業経費を入れます。記載例では平成21年度から平成23年度になっているのですが、実際のシートでは平成24年度から平成26年度の経費や実績を記入します。

右ページへまいりまして、上が活動実績欄になっています。こちらは、左ページの上の事業手段に書かれた内容に基づいて、主な実施活動やその活動の対象者を記載し、過去3か年分の実績を書きます。そして、その数量の将来分析をします。それが、その下のところの数量分析の欄です。こちらが事業活動の実績数の将来予測や事業活動対象数の将来予測、そして経費の将来予測を分析する欄で、目安として平成29年度末までの将来予測を選択します。選択肢としては増加、横ばい、減少、予測不可の四つの選択肢からそれぞれ選びます。

続いて、公共性です。公共性については、資料6「平成27年度経常事業評価等について」の7ページをご覧ください。事業の性質により、区の関与の度合い、行政の活動領域を分析する項目になっています。こちらですが、その予算事業を踏まえて、ⅠからⅨまで、公共性区分を選ぶと、記載例でいうところの事業の性質、適正な活動領域が自動で表示されるようになっていきます。例えば、公共性区分Ⅰを選びますと、「法律又は都条例により、行政が実施することが義務づけられている法定受託や都委任を実施する事業」という文言が自動で表示され、さらに、適正な活動領域には「行政固有」という文言が自動で表示されます。自動で表示されましたら、現在の活動領域が適正なのか、それとも活動領域が大きいのか、中なのか、小さいのか、分析し、選択します。

続いて、必要性です。必要性については、先ほどの資料6の同様のページをご覧ください。アからクの区分により、事業のあり方や必要性を分析する項目になっています。事業について、そもそも必要なのかというところを分析し、もし、アからクの事由に該当することがあれば、

必要性区分のところ、アからクを選んでいただきます。そうしますと、あり方検討の必要性というところに、例えば必要性区分アでいいますと、「事業開始期と比較して目的が既に達成され、行政の関与（実施意義）の度合いが低下している事業」という文言が自動的に表示されます。もし、あり方の検討が必要がない、つまりこの事業は必要であるということであれば、必要性区分は選びません。ただし、あり方検討の必要性の欄に、なぜこの事業が必要なのかという理由を直接記入します。

次に、類似・関連事業、受益者負担、協働についてです。こちらにつきましては、資料6の8ページ以降に、定義が掲載されています。

まず、類似・関連なのですが、類似する事業と連携することなどにより、効果・効率的な事業運営が可能であるかどうかを分析します。もしそういう事業があれば、事業名などを書き、連携・統合が済んでいるのか、あるいは検討中であるのかなど、状況を選択します。

受益者負担ですが、受益者負担の有無を選択し、それぞれの状況、受益者負担がある場合にはそれがどういったものなのか、主たる内容等を記入していただきます。

続いて、協働についてです。こちらですが、昨年度、外部評価委員会からのご指摘がございましたので、平成27年度からは若干定義を拡大しています。資料6の8ページをご覧ください。行政評価上の協働の定義ですが、協働は、複数の団体が目標共有し、共通の課題等を解決するために協働の基本原則に基づき協力して取り組むこととしています。事業の一部または全部が協働によって行われている場合には、協働に含めます。業務委託や指定管理者制度など、業務の内容を明確に示した形で委託等を行う場合においては、委託先に自由裁量がないため協働には含めません。ただし、事業の目的が協働の推進または地域における協働の促進にあり、その手法として指定管理者制度や委託を採用している場合については、平成26年度までは協働に含めていませんでしたが、平成27年度からはこの部分についても協働に含めるよう定義を拡大しています。また、指定管理者とその相手方が協働の原則に基づいて、区の承認を受けて取り組む場合、協働提案事業による委託を行う場合についても、協働に含めています。

以上のような形で類似関連、受益者負担、協働について分析をし、理由・課題欄において、それぞれのその導入状況や検討課題などを書きます。

最後に、分析結果です。こちらですが、方向性は継続からその他までを選びます。先ほど計画事業評価の説明でもお話しましたが、分割という選択肢が増えています。こちらは、計画事業評価とあわせた対応です。方向性を選び、その方向性の内容について内容欄で具体的に説明します。もし、これまでの分析などで全く課題がないという場合でも、例えば事業の見直しや創意工夫によって、更に効果を上げることが可能かどうか分析して、その課題や今後の対応方針を記入します。

ここまでが予算事業シート（一般）の説明です。

予算事業シート（指定管理）ですが、ほとんど一般のシートと変わりがございません。ただし、指定管理施設ごとに従事職員数や指定管理料を参考までに記載する欄を設けています。また、利用料金収入や指定管理者の年度ごとの事業評価の結果を記載する欄なども設けていて、

さらに、導入前における導入効果の想定や、導入後の実態及び現状の課題なども書くようになっています。

続いて、予算事業シート（補助金等）です。このシートの特徴としては、補助目的や補助対象、補助概要、補助対象費用名、補助対象費用ごとの補助率等の算出根拠などを記載する欄があります。

予算事業シート（施設管理）ですが、これはほとんど一般のシートと変わりがありません。唯一変わっているところは、施設の設置目的と設置規模を書くようになっています。

ここまでが予算事業シートの説明です。

次に、経常事業評価シートについてご説明します。まず、シートⅠの方ですが、事業目的や事業概要、事業区分、根拠法令等については、予算事業シートの分析に基づいて予算事業シートに記載されているものを総括して書きます。

事業の目標・指標ですが、この欄において事業の目標を設定します。事業の種類によってどうしても指標の設定が難しいということがありますので、そういう場合には備考欄に指標の設定が難しい理由を具体的かつ明確に書きます。

事業経費については、その経常事業を構成する予算事業の事業経費の総計が入ります。

続いて、評価欄です。サービスの負担と担い手、手段の妥当性、効果的・効率的、目的または実績の評価の四つの視点から、「適切」あるいは「改善が必要」と評価します。そして、その評価理由を具体的に書きます。この四つの視点の評価を踏まえて、最後に総合評価をします。総合評価についても、「適切」あるいは「改善が必要」の二択になっています。もし、四つの評価の視点のいずれかにおいて「改善が必要」とした上で、総合評価を「適切」とする場合には、評価の理由を特に明確に記入します。

改革・改善の欄ですが、まず、事業の方向性を継続からその他まで選び、その内容について具体的に説明します。

最後に、類似・関連、受益者負担、協働についても、それぞれの方向性を出し、その改革・改善の内容についても記入をします。

以上が、内部評価シートの説明になります。

このシートを基に外部評価をすることとなるのですが、シートだけでは分からないこともありますので、理解を深めるためにも、例年に引き続き今年度もヒアリングを併せて行って行く予定です。ヒアリングについては、1事業につき30分を目途に行います。体系説明を含めた事業説明が15分、質疑応答が15分、計30分の予定です。1日最大5事業、2時間半のヒアリングを見込んでいます。体系説明なのですが、今までは各所管課長で説明をしていましたが、各部会担当が代わりに説明するという方向で現在調整しています。というのも、体系説明が紋切型というご指摘がございましたので、事務局の方で実質的な説明ができるように改善したいと思い、各部会担当の方で説明しようと考えています。

ヒアリングのほかに、質問シートを使って文書質問を行うことができます。それが資料7の質問シートです。これも、毎年同じ様式を使っていますが、ヒアリングの前、後、あるいは書

面評価だけを行う事業について、質問がある場合には、こちらを事務局に送ってください。所管課に質問をお出しして、回答を皆様にお返しします。

最後に、資料8「外部評価事業別チェックシート（案）」をご覧ください。こちらが、計画事業と経常事業のチェックシートになっています。内部評価に対して「適当である」若しくは「適当でない」と外部評価していただくものです。もし、「適当でない」とした場合には、理由欄に必ずその理由を記入していただきます。全て「適当である」と選べば何も書かなくてよいかということではなく、そういう場合には総合評価のところにも必ず意見を記入してください。計画事業評価のチェックシートには、その評価区分とは別に協働の視点による評価、さらにその他意見を書く欄を設けています。経常事業のチェックシートにつきましては、類似・関連、受益者負担、協働の方向性に対するご意見、そしてその他意見を記入できるところがございますので、こちらもぜひご利用ください。

大変長くなりましたが、説明は以上です。

#### 【会長】

ありがとうございます。

毎年ご覧になってはいますが、年度初めに当たって確認をしたということで、これで、我々としてこれから今年度の外部評価作業を行いましようというわけです。昨年度、我々が申し上げた意見を酌んでいただいて、いろいろと改善が図られていると思います。例えば、計画事業評価については、内部評価シートに関係法令欄を新設していただいたり、経常事業評価については、協働の定義を見直して拡大していただいたり、対象外としたときには理由を明確に書くように指導したりしています。そのほか、我々がこれまで外部評価に携わった過程でいつも引っかかりを覚えるところ、目標を達成していないのになぜ計画どおりなのかなど、そうしたことをきちんと説明するように指示をしていただけていると感じました。全体として、非常に改善されているように思います。これで、我々として評価事業をしていくということでもよろしいかどうかですね。もし、ご質問やご意見があれば承りますが、いかがでしょうか。

#### 【委員】

あり方検討の必要性について、区分を選んでいる事業と選んでいない事業があるのですが、どういう仕組みなのでしょう。

#### 【事務局】

区分がアからクまでありますが、区分を選択する場合、アからクの視点によって事業のあり方を検討する必要がある、ということになります。アからクの視点による分析が必要ない場合、区分を選択せず、なぜアからクの視点による分析が必要ないか、つまりなぜその事業が必要なのかの理由を書いてもらいます。

#### 【委員】

協働について、指定管理者とその相手が協働の原則に基づいて、区の承認を受けて取り組む場合は協働に含むとのことですが、これは、具体的にどういったことが考えられるのでしょうか。

**【事務局】**

例えば、指定管理者が自主的な事業として、地域の団体と協働してイベントを行うといったことです。区が直接、ということではないのですが、指定管理者がいわば区の代行者とみなして、協働に含むことにしています。

**【委員】**

計画事業と経常事業の評価の視点は微妙に異なっていますが、これはどういう経緯だったのでしょうか。

例えば、経常事業の評価シートには、手段の妥当性という、計画事業にはない評価の視点があって、計画事業の評価シートには、経常事業にはない、適切な目標設定という評価の視点がありますが、この違いはどのように解釈すればいいのでしょうか。

**【事務局】**

もともと計画事業評価が大分前からスタートしている一方で、経常事業評価が平成23年度に試行、平成24年度から本格実施しています。経常事業評価の評価の視点は、試行を行った結果、こういう評価視点がいいのではないかとということで、前期の委員会からご提言があったものです。

計画事業評価については、計画事業評価を大分前から行ってきただ中で、だんだんと視点が固まってきたというところではあります。

**【会長】**

結局、経常事業というのは、今まで明確な政策目的を議論することなく、ずっと行われてきたという経緯があって、そういうものにも評価のメスを入れようということで、経常事業評価をやってきたのだと思います。そうすると、計画事業は、計画的・優先的に行う事業であり、それとは評価の視点も違って来ます。

この評価の視点に立って、4年間経常事業評価を行ってみて、やはり少し違うということであれば、また次の委員会に申し送って、改善していけばいいと思います。

それでは、次の議題に入ります。次は、経常事業評価の外部評価対象事業数の再検討ということで、昨年度の委員会で決着がつかなかった議題です。

まず、事務局から少しご説明いただいて、それから審議したいと思います。

**【事務局】**

では、説明させていただきます。

こちらなのですが、昨年度の最後の委員会で、案1から案3まで示させていただきましたが、経常事業について外部評価しない部会が発生するという案1が除外されたので、案2と案3の折衷案として案2.5をご用意させていただきました。この案2.5なのですが、案2が、外部評価する事業については2事業を书面評価し、残りは全てヒアリングを実施というものに対し、書面評価する事業が1事業増えたというものが案2.5です。案2.5が、外部評価する事業については3事業書面評価して、残りは全てヒアリングを実施するというものです。案3が、外部評価する事業については4事業を書面評価して、残りは全てヒアリングを実施するというものです。

前回、いろいろご意見をいただいて、中でも、第2部会の抱える事業を第1部会や第3部会で少し分散してできないかというお話がありましたが、事務局でも改めて検討したところ、平成27年度は第三次実行計画の策定の年であり、策定に当たっては外部評価や意見をできるだけ踏まえたいと考えていますので、計画事業については、ほぼ全事業の評価をお願いしているところであり、経常事業評価についてはできるだけ負担の少ない形で進めたいと考えています。

第2部会の担当分野における経常事業数は、ほかの部会に比べても一番多くなっていますので、部会ごとの抽出率にある程度差が出るのは仕方がないと考えております。もし、第2部会の事業をほかの部会で評価することとすれば、また新たに第2部会の分野について、第1部会もしくは第3部会で新しく勉強して評価をしなければならないということになり、その負担が非常に多くなってきてしまいます。また、担当分野につきましては、各分野で専門的に評価してきたという実績もありますので、評価の連続性ということを踏まると、今回は部会間における事業の受け渡しはなかなか難しいのではないかと考えております。

結論につきましては、全体の審議にお任せいたしますが、ただ今のご説明も斟酌していただいた上で、ご審議いただければと思います。

**【会長】**

ありがとうございました。前回の我々の議論を踏まえて、事務局でいろいろとお考えいただいたようです。

我々としても、今回、第三次実行計画に向けて計画事業評価を最重点課題とせざるを得ないでしょう。ですから、計画事業評価はしっかりと行っていきたいところです。その中で、どのように経常事業を抽出するかということですが、いかがでしょうか。

**【委員】**

私は2案でも、2.5案でも結構です。

**【会長】**

第3部会は、これまで、ほかの部会の事業の評価を引き受けた経緯があり、私個人としてはほかの自治体などで関わりのあった分野だったので違和感はなかったのですが、ほかの委員にとっては、実は非常に大変だったと思います。そういう意味では、今年度は計画事業評価に特に力を入れるという意味から、ほかの分野の経常事業を受けることは少し負担が大きいと、部会長として、あるいは会長として思っているところです。

特に、第1期の外部評価委員会は、部会間の委員の異動を行いました。今期の委員会は異動を行っていません。その意味では、非常に専門性が高い部会になっているのです。それをいかし、そして、計画事業評価に集中してもらうためにも、経常事業の受け渡しについては、やはり控えたほうがいいのではないかと私も思っているところです。

そういう方向で考えると、案2や案2.5あたりになるのかなと思います。案2が負担が軽いようですね。

**【委員】**

案2で行きましょう。

【委員】

そうですね。

【会長】

案2がいいというお声が多いようですが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【会長】

では、今年度は、案2、外部評価する事業については、計画事業2事業を書面評価し、残りは全てヒアリングを行うことにしたいと思います。

では、これより、各部会に分かれて、今後の部会の日程調整及び外部評価対象となる経常事業の抽出を行います。

[部会別審議]

<出席者>

外部評価委員（5名）

加藤部会長、小池委員、野澤委員、福井委員、藤野委員

事務局（1名）

三枝主査

【部会長】

それでは、第1部会を開会します。

まずは、日程調整から始めましょう。

<日程調整>

【部会長】

では次に、経常事業の抽出と、書面評価する計画事業の決定に入ります。

【事務局】

はい。資料2をご覧ください。こちらの中から二つを書面評価にします。

ちなみに、計画事業61「道路のバリアフリー化」は、平成25年度でもう終わっていますので、ヒアリングしなくてもいいように思いますが、いかがでしょうか。

【部会長】

そうですね。

【事務局】

あと、計画事業71「文化の薫る道づくり」についても、平成26年度は動きがないので、書面評価だけで大丈夫かと思うのですが、いかがでしょうか。

【部会長】

そうですね、そうしましょうか。

では、次に、経常事業の抽出に入ります。資料3をご用意ください。

【委員】

この中から2事業を選ぶのですよね。

【事務局】

はい。

ちなみに、経常事業463「東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成」は、自由通路の開設そのものの事業ではございません。同盟が実施するいわゆる啓発活動等に助成金を交付するという事業です。

【部会長】

どんな啓発活動をするのですか。

【事務局】

東西自由通路の開通に当たって、どのように回遊性を高めるか、といったものかと思います。

【委員】

通路そのものをつくる事業ではないのですね。

【事務局】

工事はまた別の事業です。

【委員】

経常事業464「新宿駅周辺地区の整備推進」と経常事業552「歌舞伎町ルネッサンスの推進（地域活性化の推進）」でいいのではないのでしょうか。

【部会長】

いいと思いますね。

【委員】

ほかの事業は予算額が少ないですからね。

【委員】

では、これでよろしいのではないのでしょうか。

【部会長】

はい、そういたしましょうか。

では、部会の審議はここまでですね。お疲れさまでした。

<閉会>

[第2部会]

<出席者>

外部評価委員（5名）

平野部会長、金澤委員、小菅委員、小山委員、鱒沢委員

事務局（1名）

杉山主事

<開会>

【部会長】

それでは第2部会を開会します。  
まずは日程調整を行いましょう。

<日程調整>

【部会長】

続いて、経常事業評価対象の抽出です。第2部会は9事業、経常事業を抽出するということになります。

この事業を評価したいというものはありますか。

【委員】

私は、経常事業101「芸術鑑賞教育の推進」を評価したいです。

【事務局】

大丈夫かと思えます。

ちなみに、事前に評価しづらそうな事業をお話しさせていただきますと、経常事業47「児童館の管理運営」などは、管理運営部門が大きくて事業の教材費やイベントの経費の支出などが主で、評価しにくいのではないかと思います。次に、経常事業59「子どもの施策への参画促進」ですが、これは予算規模が非常に小さい事業です。

【委員】

本当ですね。

【委員】

たしかに、予算があまりにも少ないのは評価しても仕方がないような気がします。

【事務局】

次に、経常事業103「教科用図書の採択」ですが、こちらも予算が少ない事業です。それから、経常事業282「生活保護法施行事務等」ですが、義務的事業なので、なかなか意見を反映できる余地が少ないと思われます。

【委員】

この部会が何を目指しているかというところで選ぶしかないと思います。

【部会長】

子どもの分野で三つ、福祉分野で三つ、教育分野で三つでいかがでしょう。

【委員】

なるほど。

【委員】

私は、経常事業39「保育所の管理運営」などは、今回の目玉かなと思っているのですが、予算事業が多くて大変そうですが。

【委員】

本当ですね。

【部会長】

区の目玉ですね。

【委員】

経常事業40「保育所への保育委託」はどうでしょうか。。

【委員】

経常事業42「家庭的保育事業」もいいですね。

【委員】

では、40と42をやりましょう。

【委員】

経常事業36「保育施設のサービス評価事業」はいかがでしょう。

【部会長】

これは、保育園がサービス評価してもらう際の経費補助です。

【委員】

それをまた私たちが評価するということになりますね。

【委員】

経常事業46「放課後子どもひろば」なども面白そうですね。

【委員】

とりあえず、これはという事業をチェックしていきましょう。

【委員】

では、46をお願いします。面白そうなので。

【部会長】

放課後子どもひろば、いいですね。

【委員】

先ほど出てきた、40と42もお願いします。

【委員】

経常事業49「私立幼稚園の振興」もやってみたいです。

【委員】

私は、経常事業101「芸術鑑賞教育の推進」をやりたいです。

【委員】

あと、経常事業100「教職員の研修、研究活動に対する支援」と経常事業109「移動教室、夏季施設の運営」もお願いします。

【委員】

経常事業287「ホームレス対策」はいかがでしょう。

【部会長】

あと、経常事業283「被保護者の生活支援事業」はどうですか。

【委員】

私もその事業に興味があります。

【委員】

では、経常事業については決まりました。

【事務局】

続いて、書面評価を行う計画事業を2事業選んでいただきたいのですが。

【委員】

中央図書館等の建設はなかなか動きがないですね。

【委員】

そうですね。ヒアリングしなくてもいいのではないのでしょうか。

【部会長】

では、計画事業22「新中央図書館等の建設」は書面評価としましょう。

【委員】

新型インフルエンザも書面評価でいいのではないのでしょうか。

【委員】

そうですね。

【事務局】

では、計画事業29「新型インフルエンザ対策の推進」も書面評価としましょう。

【部会長】

はい、それでいいです。

【部会長】

では、決まりました。ありがとうございました。

これで、部会の審議は終了となります。

<閉会>

[第3部会]

<出席者>

外部評価委員（4名）

名和田委員、荻野委員、斉藤委員、中原委員

事務局（1名）

榎本主任

<開会>

【事務局】

では、まず日程からいきましょうか。

<日程調整>

【部会長】

では、続いて、経常事業の評価対象の抽出です。

【委員】

被災者への見舞などは、あまり評価の余地がなさそうな気がしますが。

【委員】

予算金額が少ないのを一律に評価しないとすればいいのですか。

【事務局】

予算金額はある種の日安だと思います。

抽出の前に、事務局からアドバイスをさせていただきますと、まず、経常事業281「被災者への見舞」は、一定の要件に該当する方にお見舞金など支給するという事業なので、なかなか意見の反映というのが難しくなってくると思います。それから、経常事業397「計量器等の調査指導」ですが、義務的の事業でもあり、また、予算規模も非常に小さくなっています。次に、経常事業553「新年賀詞交歓会」は、定例的に行われている行事になります。基本的に、自由にお選びいただければと思うのですが。

【委員】

経常事業575「窓口案内業務委託」というのは、どういう事業なのでしょう。

【事務局】

これは、その名のと通りの事業です。総務部であれば税務課、地域文化部であれば戸籍住民課で、窓口の案内業務を外部委託しているという事業です。

【部会長】

窓口にいる方は職員ではないのですか。

【事務局】

窓口にいるのは職員ですが、窓口の外で案内をしている人などが委託の方です。

【委員】

消費者支援の事業がたくさんありますね。いくつかここから選びましょう。

【委員】

経常事業394「消費生活相談」と経常事業395「多重債務特別相談」の違いは何ですか。

【事務局】

生活相談は、商品購入とか契約のトラブルなどを扱っています。

【委員】

今、問題が多いですね。

【部会長】

多重債務特別相談は、弁護士に委託しているものですよ。

【委員】

私はやらなくてもいいと思ったのですが。

【委員】

395はやらずに、394の方をやることにしましょう。

【部会長】

そうですね。

【委員】

事務局からアドバイスいただいた事業は除外することにしましょう。

そうすれば、あと1事業除外すれば完了です。

【部会長】

経常事業574「コールセンターの運営」はどういう事業ですか。

【事務局】

これは、区のコールセンターに電話をすると、オペレーターの方が簡単な質問に答えてくれて、難しい質問は担当課につないでくれるというような事業です。

【委員】

経常事業592「区政情報センターの運営」ってどういう事業なのでしょうか。

【事務局】

区政情報センターは、本庁の1階にあります。

【部会長】

「新宿区史」などを販売しているところですね。

【部会長】

コールセンターの運営は除外してもいいような気がしますが。

【委員】

そうですね。それでいいと思います。

【委員】

そうしましょう。

【事務局】

経常事業の評価対象の抽出はこれで完了ですが、最後に、書面評価する計画事業を2事業お選びください。

例えば、計画事業82「平和啓発事業の推進」などは、いかがでしょうか。

【部会長】

これは、既にヒアリングを実施していて、内容もよく覚えているから、書面評価でいいと思います。

【委員】

そうですね。

ほかに、書面評価でいいような事業はありませんか。

**【事務局】**

ご興味ある方いらっしゃるかもしれないのですが、計画事業21「スポーツ環境の整備」も、なかなか動きが少ないので、書面評価でも問題なさそうな気がしますが。

**【委員】**

はい、それでいいです。

**【部会長】**

それでは、決まりましたので、これで部会の審議は終了したいと思います。

〔部会別審議終了〕

**【会長】**

それでは、各部会長より、各部会における外部評価対象となった経常事業を発表してください。

**【副会長】**

第1部会は、経常事業464「新宿駅周辺地区の整備推進」と経常事業552「歌舞伎町ルネッサンスの推進（地域活性化の推進）」です。

**【第2部会長】**

第2部会は、経常事業40「保育所への保育委託」、経常事業42「家庭的保育事業」、経常事業46「放課後子どもひろば」、経常事業49「私立幼稚園の振興」、経常事業100「教職員の研修、研究活動に対する支援」、経常事業101「芸術鑑賞教育の推進」、経常事業109「移動教室、夏季施設の運営」、経常事業283「被保護者の生活支援事業」、経常事業287「ホームレス対策」です。

**【会長】**

続いて、第3部会です。経常事業390「消費者講座」、経常事業391「消費生活展」、経常事業392「消費者情報の提供」、経常事業393「消費者活動の事業助成等」、経常事業394「消費生活相談」、経常事業396「消費生活センター分館の施設利用」、経常事業554「大新宿区まつり」、経常事業555「観光関連団体との事業連携・情報交換」、経常事業575「窓口案内業務委託（総務部）」、経常事業575「窓口案内業務委託（地域文化部）」、経常事業587「広聴活動」、経常事業590「広報活動」、経常事業592「区政情報センターの運営」、経常事業631「税に関する正しい知識の普及啓発」、経常事業632「区税収納率の向上」を選択しました。

では、続いての議題、事例検証に入ります。早速、事務局から事例についてご紹介をさせていただきます。

**【事務局】**

それでは、第1部会から始めたいと思います。

第1部会は、経常事業336「被災者支援施設の運営」を取り上げたいと思います。

この事業は火災等によって住宅に被害を受けた区民に、休日夜間を問わず、一時的な生活の場を提供して、被災者の生活再建を支援するものです。確保している施設は、職員防災住宅2か所、母子支援施設のぞみ荘の1か所、そのほか、被災者支援施設に関する協定に基づいて区内の11ホテルと旅館と提携して、被災者が宿泊できる部屋の提供を行っています。

内部評価については、全ての区分で「適切」となっています。これに対して、外部評価では事業の方向性について評価が分かれました。

意見としては、母子支援施設に対するものが多くありました。というのも、職員防災住宅については、区有施設のため経費がそれほどかかりません。クリーニング代や生活用品の補充交換費用などしかかからないのですが、母子支援施設については、年間を通して2部屋を借り受けて確保しているので、約400万円弱の経費がかかっています。このことについて、部会内で議論がありました。

具体的な意見としては、災害に対する備えは必要であるが、果たしてそれだけの経費をかける必要があるのか、約400万円弱の経費は不合理に感じるといった意見がある一方で、やはり被災者等の支援施設として年間400万円程度の財源確保は必要と判断できる、突然降りかかる災害に備えての準備は大変重要であるといった意見もありました。400万円という金額については、個人のレベルで考えると高いかもしれないが、区政全体を考えればごく一部にすぎない、万が一の災害に遭ったときの区民の救済のために、行政としてこのような施設は絶対必要であるといった意見がありました。

また、11のホテル及び旅館と協定を締結しているのですが、こちらについては、被災者である区民が1泊5,000円で泊まれるシステムになっていて、これらをより活用してほしいとの意見がありました。

このように、いろいろな意見が出されましたが、最終的には、評価は「相当である」とした上で、費用対効果の観点から、区内によりよい施設があれば当該施設の活用を検討してほしい旨の意見を付することになりました。

最後に、委員会全体の意見として、被災者一時滞在施設については、利用の有無に関わらず、年間を通して部屋を確保する必要があるということなので、費用対効果の観点から、区内によりよい施設があれば当該施設の活用についても検討してもよいではないかという意見を、事業の方向性に対する意見として付し、評価自体は「相当である」としました。

以上、1部会の事例です。

#### 【事務局】

続いて、第2部会の事例を説明させていただきます。第2部会の事例は、経常事業61「地区青少年育成委員会活動への支援」です。

この事業ですが、地区青少年育成委員会が行う行事の支援や青少年の健全育成に対する補助金の交付などを行っている事業です。内部評価は、いずれの区分も相当としており、事業の方向性も継続となっています。

一方、外部評価なのですが、第2部会の取りまとめ前までは、手段の妥当性、効果的・効率

的、総合評価、事業の方向性について、各委員の評価が分かれていました。意見の内容としては、例えば、効果的・効率的のところなどは、内部評価から具体的な成果を読み取ることができないといった意見を寄せられています。また、事業の方向性のところなどでは、区民から見ると類似の事業があつてよく分からないのではないかと、それぞれの事業の役割等を明らかにする必要があるといった意見が寄せられていました。

その上で、実際の取りまとめの審議ですが、地区青少年育成委員会が過去40年にわたって活動してきたことに対しては、各委員の皆様は共通して高く評価していました。一方で、現状に対してそれぞれの委員が問題意識を持たれていました。例えば、地区青少年育成委員会と類似の目的や機能を持った組織との連携やすみ分けをどのように行っていくのか、あるいは、青少年の健全育成に関する課題を掘り起こし、根本的な改善を行うべきではないか、補助金を交付する目的や期待するものを明確にする必要があるのではないかとといったことが意見として出されました。

委員の中でこれだけ問題意識を持っていることが明らかになったのですが、内部評価は全ての項目で「適切」としており、本当にこれでよいのかという問題意識を所管課としても持ってほしいという意見が出されました。

そこで、第2部会では「適当でない」と評価することによって、問題意識を提起しようということになり、各委員の意見は事業全体に関わることであるので、まず総合評価について「適当でない」とすることとなりました。

そのほか、効果的・効率的、手段の妥当性についても評価が分かれていたのですが、まず、効果的・効率的については、補助金を交付したことによる具体的な成果が見えず、かつ何のためかという効果を期待して補助金を交付するのかというところが明確になっていないということで、効果的・効率的という内部評価に関しては疑問が生じるため「適当でない」ということにまとめられました。一方で、手段の妥当性についても評価は分かれていたのですが、育成委員会の活動に対して補助金を交付する手法そのものについては否定されるものではないだろうということで、こちらは「適当である」ということにまとめられました。

続いて、第3部会の事例をご紹介します。計画事業3「町会・自治会及び地区協議会活動への支援」です。この事業は、町会・自治会活性化への支援と地区協議会活動への支援の二本立てで行っている事業であり、町会・自治会活性化への支援としては、例えば、顔の見える町会長パンフレットの更新や窓口での配布、町会ブログ講座の実施、町会・自治会の掲示板の更新などを行っています。一方で、地区協議会活動の支援ですが、地区協議会活動へ補助金を交付することのほかに、広報紙の発行やパネル展の開催などによるPRの推進を行っています。

この事業の指標としては、町会・自治会加入率、町会保有掲示板の更新本数、そして地区協議会のあり方の検討、この三つを指標して設定しています。加入率と掲示板の更新本数は数的目標なのですが、地区協議会のあり方の検討という指標は、いずれの年度においても検討という目標で、検討を行うということを目標にしています。

内部評価ですが、所管課はいずれの評価区分も「適切」としており、総合評価についても

「計画どおり」としています。

一方、外部評価ですが、第3部会の取りまとめ前までは、適切な目標設定と目的（目標水準）の達成度について評価が分かれておりました。こちらの評価意見なのですが、いずれも地区協議会活動への支援に関することです。

まず、適切な目標設定についてですが、指標の三つ目にあった地区協議会のあり方の検討という指標は、やはり指標とは言えないのではないかというご意見が寄せられていました。また、目的（目標水準）の達成度ですが、地区協議会のあり方の検討という指標に代表されるように、意見交換や地域課題の整理などに留まって、具体的な行動の着手や実行に結びついていないのが現状で、それを踏まえると、事業の目的の達成度が高いと言うには不十分ではないかというご意見が寄せられていました。

その上で、実際の取りまとめの審議ですが、取りまとめの最初は、いずれの委員も指標の設定については違和感を持ちながらも、あり方の検討そのものは重要で、もう少し見守っていく必要があるのではないかということで、まとまりかけていました。

しかし、部会長から委員へ、もし区民としてこの内部評価では不満があると思われるところがあれば、厳しい意見を言ってもいいと思うがどうでしょうかと呼び掛けていただいたところ、やはり委員の中で、地区協議会の活動をあまり否定してはいけないのではないかという意識があったようで、実は地区協議会の現状に対して無条件に肯定しているということではなく、課題の整理ができたからよいというのではなくて、その先の段階にまで踏み込むべきではないかという意見が出されました。

その結果、あり方の検討という目標を掲げて検討したからよいということではなくて、内部評価にあるような検討の内容では目的の達成度が高いとまでは言えない、効果的・効率的な補助金の支出方法などについて検討するなど、より具体的な進展を求めるということで、結論としては、目的（目標水準）の達成度について「適当でない」ということにまとまりました。

以上が、第2部会、第3部会の事例検証です。

#### 【会長】

ありがとうございました。

ほかの部会、こんなふうに行っているんだなというのを、初めて細かく見たということだと思います。

まず、第2部会長から、ご感想とともに、前回ご提言をいただくはずだった今年度の外部評価委員会の運営方針について、何かあればお話しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

#### 【第2部会長】

ほかの部会の検討を過程を知るというのも勉強になりますね。全く否定はできないけれども、やはりこのままではいけないというのをどのように表現すればいいか、非常に悩ましかったです。それから、計画どおりということですが、計画自体が甘いように感じることがあります。本来的には、住民のニーズからすればもっとやっていただきたいのですが、計画自体を低く設定しているように感じて、それをどのように伝えるかが難しかったです。

**【会長】**

ほかの委員で、何かご感想があればどうぞ。

では、今の事例検証を、それぞれの部会での審議にかかしていきたいと思います。

では、本日の委員会はこれで終了します。ありがとうございました。

<閉会>